

平成28年 3月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号

株 式 会 社 I B J

代表取締役社長 石 坂 茂

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月25日（金曜日）午後6時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年 3月28日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティカンファレンスセンター（sola city hall [EAST]）
（開催場所が前回までとは異なりますので、末尾記載の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第10期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎当日は、定時株主総会後に当社の中期経営計画のご説明を予定しておりますが、当社は、株主の皆様との意見交換の貴重な機会として考えておりますので、株主の皆様のご参加をお願い申しあげます。（詳細は56ページをご覧ください。）
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ibjapan.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、消費税増税後の落ち込みから政府の各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、緩やかに景気が回復していることが消費者物価の緩やかな上昇により伺われる一方で、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされる影響が懸念されており、雇用・所得環境の面からも安心して結婚、出産できる社会の実現が望まれます。

わが国の人口は、平成27年版の内閣府発行の「少子化白書」によれば、昭和40年代後半には年間100万組を超えていた婚姻組数は、年々減少傾向をたどり、平成23年以降は年間70万組を下回る水準となっております。また、未婚率は引き続き上昇しており、生涯未婚率（45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率）は昭和55年から平成22年の約30年間で、男性は2.6%から20.1%へ、女性は4.5%から10.6%へ大きく上昇しております。同時に平均初婚年齢も昭和55年からの約30年間で男性は3.1歳、女性は4.1歳上昇し、未婚化・非婚化による出生率が低下していることに加えて、晩婚化・晩産化の進行が出生率向上の鈍化を招いたことが少子化問題の大きな要因となっていることが伺え、政府発表の「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」のなかで提言されており、出生率の改善が5年単位で遅れていくと定常人口が300万人減少していく危機的状況であります。

その一方で、「婚活」というワードも国内では十分認識、定着しており、婚活サービスに対する心理的ハードルの低下と相まって婚活に伴う消費意欲も高まっております。また、大手企業による新規参入を受けて婚活市場の認知度も更に高まるなか、7月には業界団体である「日本結婚相手紹介サービス協議会（JMIC）」が設立され、当業界の信頼性の向上と、よ

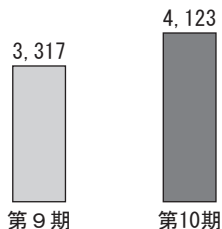
り一層の健全化を図るための取り組みも進められております。婚活の潜在的な市場規模は拡大傾向にあると同時に、未婚率も依然として上昇傾向にあるため、当社事業への社会的ニーズは大きく高まっております。

このような状況のもと、当社は、「ご縁がある皆様に幸せにする」を経営理念に、オンラインとオフライン両方の婚活サービスを総合的に運営する、国内および海外でも類のない独自のサービスを展開しており、オンラインであるインターネットを活用するサービスを行うメディア部門と、オフラインである結婚相談所などのリアルサービスを行うサービス部門を組み合わせた複合婚活事業モデルを確立し、その独自性と当社事業の特長である“人と人をつなぐのは人である”というサービス精神に則り、お客様に寄り添ったお世話のクオリティを高めながら、ITを駆使した婚活市場の拡大のほかに、その周辺事業の開拓にも取り組み、持続的成長を実現しております。

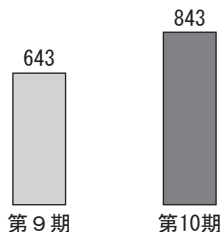
当事業年度では、民間事業者協議会「婚活サポートコンソーシアム」の取り組みを通して、小泉進次郎衆議院議員などの著名人を迎えた第一回婚活シンポジウムの開催および参画企業との共同調査や、行政・地方自治体への働きかけを通じて婚活支援の取り組みを進め、当社にしかできない社会貢献を積極的に図ってまいりました。さらに、当社保有の婚活会員数42万名の行動データ（ビッグデータ）を科学的に分析し、婚活データの提供と婚活支援を目的とした婚活総研株式会社を平成28年1月に設立するなど、少子化・未婚化を始めとする日本の社会的課題に対する解決の糸口を立案、提言しております。一方で、直営イベント会場としては初めて東北エリアに店舗をオープンさせたほか、ライフデザイン分野の婚活消費として取り組んでいる提携企業先を拡充させ、婚活分野以外の領域にも積極的に取り組み、着実に事業基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、当社の当事業年度における売上高は4,123百万円（前事業年度比24.3%増）、営業利益は843百万円（前事業年度比31.1%増）、経常利益は836百万円（前事業年度比32.8%増）、当期純利益は567百万円（前事業年度比40.3%増）となりました。

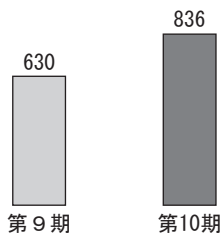
売上高（百万円）



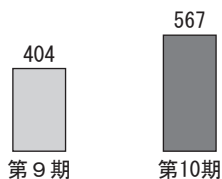
営業利益（百万円）



経常利益（百万円）



当期純利益（百万円）



セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて表示しております。

<メディア部門>

当事業部門は、コーポレート事業、コミュニティ事業、イベント事業より構成されております。

当事業年度は、各事業において下記の取り組みを行いました。

(i) コーポレート事業

「日本結婚相談所連盟」による、結婚相談事業者の開業支援および本部事務局機能の増強等を行い、加盟相談所数・登録会員数の増加による収益力の向上に加えて、婚活会員を基盤とする広告商材「婚活アドネットワーク」の確立、リスティング広告等の拡販を図りました。

(ii) コミュニティ事業

婚活サイト「ブライダルネット」の新規会員獲得強化および機能拡充による稼働促進により、登録会員数の増加による収益力の向上を図りました。

(iii) イベント事業

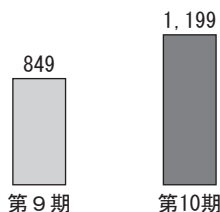
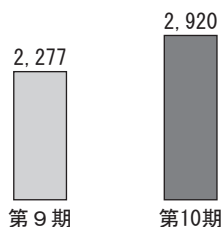
平成27年1月に東北エリアで初めて出店した仙台店の集客安定化を含む自社会場企画と開催数の拡充に加え、外部会場開催の企画型イベントへの取り組みや合コン開催のセッティングシステム増強による開催率向上および魅力ある会場（飲食店）の開拓などに取り組んだ結果、売上は順調に推移いたしました。

これらの結果、セグメント売上高は2,920百万円（前事業年度比28.2%増）、セグメント利益は1,199百万円（前事業年度比41.1%増）となりました。

<メディア部門>

売上高（百万円）

セグメント利益（百万円）



<サービス部門>

当事業部門は、ラウンジ事業により構成されております。

当事業年度は、下記の取り組みを行いました。

ラウンジ事業

神戸店、大阪店の増床などハード面の強化に加え、アドバイザーならびにカウンセラースタッフの拡充とスキルアップ（成婚の育み方）研修の計画的実施等ソフト面での増強による入会数および成婚数の増加、指輪や式場への送客に取り組みました。

これらの結果、セグメント売上高は1,298百万円（前事業年度比15.7%増）、セグメント利益は497百万円（前事業年度比4.1%増）となりました。

＜サービス部門＞

売上高（百万円）

セグメント利益（百万円）



② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました会社の設備投資の総額は164百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

メディア部門	サイト構築およびシステム開発	機能の拡充
	仙台店	店舗設備の新設
	神戸店	店舗設備の増床
	大阪店	
	横浜店	店舗設備の改修
	銀座店	
サービス部門	有楽町	店舗設備の改修

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

経常的な設備更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額400百万円の当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における借入実行残高は160百万円であります。

当事業年度終了後本株主総会開催までに、金融機関より長期借入金として600百万円の資金調達を実施しております。詳細は、P. 43「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（資金の借入）」のとおりであります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (平成24年12月期)	第 8 期 (平成25年12月期)	第 9 期 (平成26年12月期)	第10期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高 (千円)	2, 125, 044	2, 574, 680	3, 317, 143	4, 123, 362
当期純利益 (千円)	184, 321	269, 161	404, 708	567, 627
1株当たり当期純利益 (円)	5. 26	7. 21	10. 84	15. 24
総資産 (千円)	1, 643, 741	2, 126, 571	2, 735, 514	2, 933, 795
純資産 (千円)	940, 630	1, 151, 972	1, 453, 365	1, 674, 009
1株当たり純資産額 (円)	25. 19	30. 72	38. 79	45. 13

(注) 1. 記載金額は千円未満は切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が第7期の期首に行われたものとして算出しております。

3. 当社は、第7期より会計監査人を設置しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念のもと、情報通信分野を中心とする様々なマリッジ&ライフデザインサポート事業を展開しております。

さらに、当社はウェブ上のサービスに加え、対面型のサービスも展開しており、インターネットとリアルを融合させた事業展開は、同業他社にはない強みであります。当社は、これを最大限に活かすとともに、工夫と創造や、変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度の高いサービスを提供し続けることで、社会貢献度が高く、かつ収益性の高い事業を展開してまいります。

そのために、今後は次の課題に取り組んでまいります。

①結婚相談所ネットワークの更なる拡大

当社事業の中核である結婚相談所ネットワーク（コーポレート事業）は、現在のところ、関東・東海・関西が中心であり、また直営の結婚相談ラウンジについても、東京都・神奈川県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県での展開となっております。

当社が手がけるマリッジサービスが、婚活の社会インフラとして認知され、ごくごく普通に利用されるためには、全国規模のサービスへ進化・拡大させることが課題であると認識しています。そこで、

イ．コーポレート事業において、上記以外のエリアにおける新規加盟開業サポートを中心に加盟相談所を増やすこと、結婚相談所とその会員に対して「IBJシステム（お見合いシステム）」を普及・拡大させること

ロ．イベント事業において、未出店の主要ターミナルに直営、FC形態を問わずイベント店舗や提携飲食店を展開していくこと

が必要であり、更に全国規模に拡充し、一組でも多くの成婚を育むために、コーポレート事業の全国エリア展開と、婚活イベント会場展開を促進してまいります。

②会員顧客のサービス相互循環の促進、複合的マリッジサービスによるライフタイムバリュー（LTV）の向上

当社は、複数のマリッジサービスを展開していることを活かして、各サービスの顧客情報を一元管理するための「統合データベース」を構築しており、会員顧客が当社のサービスを複数併用する場合には共通のID・パスワードで利用が容易になっています。

今後は、会員顧客のサービス間の相互循環を更に促進すべく、機能全般の改善に加え、ポイントプログラム制度を連動させるとともに、当社のサービスで“パートナー”が見つかることを全力サポートする婚活力アップのための婚活サポートを強化し、LTVの向上を図ります。

③会員基盤を活用した婚活周辺サービスへの展開

当社は、日本最大規模の婚活会員基盤および顧客情報を抱えております。特に、会員基盤については有料で当社サービスを利用する顧客層であり、マリッジ周辺の事業領域に対しては会員基盤を活かした価値を提供できるものと考えております。したがって、マリッジと関連性のある事業を営む法人顧客に対しては、当社が抱える顧客情報や会員基盤に対して当社の直営ラウンジや結婚相談所ネットワーク（加盟相談所）に所属するカウンセラーの販売力等を活用して「リアルにリーチできる会員基盤」を、例えば結婚時の新居や生涯設計での保険提案など婚活周辺サービスへ活かし、新たな価値を構築することによって、婚活サービス提供後も引き続き当社がお世話していくビジネスモデルへ展開、発展させてまいります。

④専門性の高い人材の確保と人材の育成

企業規模の拡大および成長のためには、高い専門性を有する人材の確保とともに、社員全員が当社の経営理念を深く理解し、サービスの末端に至るまでそれを浸透させていくことが必要であり、社員が自らの業務において、人に寄り添って課題解決する、優れたリーダーシップを発揮するよう育成していくことが重要な課題となります。この課題に対処するために、有能な人材の中途採用を随時行うとともに、今後入社する新卒採用社員の育成とその後の新卒採用を積極的に推進してまいります。また、既存社員に対しては多様かつ有益な研修を、定期的・計画的に実施していくことで、「営業力」、「マーケティング力」、「マネジメント力」を兼ね備えたリーダーシップをもった人材の育成に取り組んでいくと同時に、育成した人材が長きにわたって当社で活躍できることを根ざし、実質的な定年制度の撤廃を行うなどこれからも優れたリーダーシップを発揮する人材の確保、育成を継続して行なってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア部門	メディア部門は、コーポレート事業、コミュニティ事業およびイベント事業より構成され、各事業の内容は次のとおりであります。 ・コーポレート事業は、結婚相手紹介サービス事業者およびその所属会員に対して、会員管理やお見合いセッティング等のためのA S P型結婚相談所ネットワーク「IBJシステム」の提供や、日本結婚相談所連盟の本部事務局機能の提供を行っております。このほか、当社が保有する「婚活会員基盤(データベース)」を活用した広告商材「婚活アドネットワーク」の確立に加え、ライブデザインサポート領域に特化したメディア広告枠の運用と販売を行っております。 ・コミュニティ事業は、主に婚活サイト「ブライダルネット」を運営しております。 ・イベント事業は、婚活パーティーなどのイベント企画やその参加者募集WEBサイトの運営と開催に加えて、その開催会場となるレストランの選定や予約等のセッティングを通じて、会員に対する婚活機会提供とレストランに対する顧客送客を行っております。
サービス部門	サービス部門は、ラウンジ事業のみで構成され、事業の内容は次のとおりであります。 ・ラウンジ事業は、主要都市およびターミナル立地に特化した「婚活ラウンジIBJメンバーズ」の運営と、その会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセッティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

本社	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
店舗	東京都新宿区西新宿一丁目13番12号 他16店舗

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
メディア部門	88（6）名	3名増（3名増）
サービス部門	97（7）名	14名増（2名増）
全社（共通）	60（3）名	15名増（1名増）
合計	245（16）名	32名増（6名増）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
245 (16) 名	32名増 (6名増)	35.3歳	3.1年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	132,500千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	72,500千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	50,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	45,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	35,000千円

- (注) 1. 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行4行と総額400,000千円の当座貸越契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末における借入実行残高は160,000千円であります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

（東京証券取引所市場第1部への銘柄指定）

当社の株式は、平成27年7月17日に東京証券取引所市場第1部銘柄に指定されました。

（株式分割及び定款の一部変更）

当社は、平成27年12月3日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、P.41「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（株式分割及び定款の一部変更）」をご覧ください。

（自己株式の取得）

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式を取得しております。

詳細につきましては、P.43「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得）」をご覧ください。

2. 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 46,440,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,450,000株 |
| ③ 株主数 | 4,392名 |
| うち単元株主数 | 4,301名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 坂 茂	4,116,000株	33.46%
株 式 会 社 T N n e t w o r k	1,080,000株	8.78%
中 本 哲 宏	1,077,600株	8.76%
土 谷 健 次 郎	600,000株	4.88%
野 村 證 券 株 式 会 社	308,000株	2.50%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	283,000株	2.30%
山 口 貴 弘	272,000株	2.21%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	265,900株	2.16%
石 坂 美 江	236,200株	1.92%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	219,900株	1.79%

(注) 1. 当社は、自己株式を150,128株所有しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。

3. 持株比率は、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成27年12月3日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

平成27年12月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

②株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式の総数	12,450,000株
分割により増加する株式数	24,900,000株
株式分割後の発行済株式の総数	37,350,000株
株式分割後の発行可能株式総数	139,320,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成27年12月15日
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年1月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、1株当たりの情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	38.79円	45.13円
1株当たり当期純利益	10.84円	15.24円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10.33円	14.06円

(5) その他

- ①今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。
- ②今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第1回新株予約権	1,080,000株	336円	3,240,000株	112円
第2回新株予約権	500,000株	747円	1,500,000株	249円

- ③本件株式分割は、平成28年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成27年12月31日とする平成27年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

(自己株式の取得)

(1) 平成27年10月14日取締役会決議

当社は、平成27年10月14日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得した株式の総数 149,100株
- ③取得価額 195,470,100円
- ④取得日 平成27年10月15日
- ⑤取得理由 機動的な資本政策の実行のため。
- ⑥取得後の自己株式の総数 150,128株

(2) 平成28年2月12日取締役会決議

当社は、平成28年2月12日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得した株式の総数 505,300株
- ③取得価額 186,961,000円
- ④取得日 平成28年2月15日
- ⑤取得理由 機動的な資本政策の実行のため。
- ⑥取得後の自己株式の総数 955,684株

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権に関する事項

第1回新株予約権

平成25年11月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	1,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,240,000株 (新株予約権1個につき1,800株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,600円
新株予約権の払込期日	平成25年12月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 112円
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月29日 至 平成30年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 112円 資本組入額 56円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社取締役4名に割当てました。

(注) 1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は、当該株式分割後のもので表示しております。

2. 第1回新株予約権の行使の条件

- ① 平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。
 - イ．平成26年12月期の当期純利益が310百万円を超過していること
 - ロ．平成27年12月期の当期純利益が390百万円を超過していること
- ② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日（平成25年11月29日）から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第2回新株予約権

平成27年1月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,500,000株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり800円
新株予約権の払込期日	平成27年2月16日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 249円
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月30日 至 平成32年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 249円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社従業員27名に割当てました。

(注) 1. 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は、当該株式分割後のもので表示しております。

2. 第2回新株予約権の行使の条件

- ① 平成27年12月期及び平成28年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。
イ. 平成27年12月期の当期純利益が450百万円を超過していること
ロ. 平成28年12月期の当期純利益が500百万円を超過していること
- ② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日（平成27年1月30日）から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 茂	会社事業全般の業務遂行の統括
代表取締役副社長	中 本 哲 宏	会社事業全般の業務遂行の統括
取 締 役	土 谷 健 次 郎	コミュニティ事業、イベント事業、ラウンジ事業担当 兼 ラウンジ事業部部長
取 締 役	桑 原 元 就	管理部門担当
取 締 役	桑 原 英 太 郎	企画制作開発部門担当 兼 企画制作開発部部長
取 締 役	小 野 雅 弘	コーポレート事業担当
取 締 役（社外）	残 間 里 江 子	㈱キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長 ㈱キャンディッド・プロデュース代表取締役社長 藤田観光㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	川 口 哲 司	－
監 査 役（社外）	寺 村 信 行	㈱サンシャインシティ取締役相談役
監 査 役（社外）	大 橋 康 宏	㈱ラストリゾートジャパン代表取締役
監 査 役（社外）	八 木 香	㈱バラスアテナ代表取締役

- (注) 1. 取締役残間里江子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役寺村信行氏、監査役大橋康宏氏及び監査役八木香氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役残間里江子氏、監査役寺村信行氏、監査役大橋康宏氏及び監査役八木香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
中 本 哲 宏	代表取締役副社長 メディア営業部部長	代表取締役副社長 会社事業全般の業務遂行の統括	平成27年1月15日
土 谷 健 次 郎	取 締 役	取 締 役 コミュニティ事業、イベント事業、ラウンジ事業担当 兼 ラウンジ事業部部長	平成27年4月1日
桑 原 元 就	取 締 役 コミュニティ事業部部長	取 締 役 管理部門担当	平成27年4月1日
桑 原 英 太 郎	企画制作開発部部長	取 締 役 企画制作開発事業担当 兼 企画制作開発部部長	平成27年3月25日
小 野 雅 弘	－	取 締 役 コーポレート事業担当	平成27年3月25日
川 口 哲 司	－	監 査 役	平成27年3月25日

- ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (うち社外取締役)	7名 (1名)	126,480千円 (2,850千円)
監 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13,050千円 (10,350千円)
合 (うち社外役員)	11名 (4名)	139,530千円 (13,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、平成27年3月25日開催の第9期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬額は、平成27年3月25日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

- ④ 社外役員に関する事項

1. 取締役 残間里江子氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)キャンディッド・コミュニケーションズの代表取締役会長、また、(株)キャンディッド・プロデュースの代表取締役社長であります。両社と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。藤田観光(株)の社外取締役であります。藤田観光(株)と当社との間で通常の取引価格によるイベント会場の賃借取引以外に特別な利害関係はございません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は86%（22回開催のうち19回出席）となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と残間里江子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

2. 監査役 寺村信行氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)サンシャインシティの取締役相談役であります。(株)サンシャインシティと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100% (22回開催のうち22回出席)、監査役会出席率は100% (13回開催のうち13回出席)となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と寺村信行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

3. 監査役 大橋康宏氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)ラストリゾートジャパンの代表取締役であります。(株)ラストリゾートジャパンと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100% (22回開催のうち22回出席)、監査役会出席率は100% (13回開催のうち13回出席)となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 監査役 八木香氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)パラスアテナの代表取締役であります、(株)パラスアテナと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100% (22回開催のうち22回出席)、監査役会出席率は100% (13回開催のうち13回出席)となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と八木香氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて内容を検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

非監査業務はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任、不再任について下記の項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(解任)

① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるなど、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(不再任)

監査役会は、会計監査人の職務の適正性を総合的に勘案し、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合など、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3カ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成27年6月15日）

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
- ② 内部監査室は、各部における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社および子会社の法令遵守および企業倫理の浸透への取組みを横断的に推進する。また、法令上疑義のある行為等について、当社の監査役のほかに従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書保存管理規程」の整備により、当社の取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存しております。
- ② 当社の取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「事故管理規程」および「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社および子会社は、中期経営３カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、月次レビューと改善策の提案により、業績管理の徹底に努めております。
- ②経営に重大な影響を及ぼす事項は、当社の取締役会および経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。
- (5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社および子会社の事業活動が法令および定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実を図り、当社および子会社全体の適正な管理を実践しております。
- ①子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- 当社および子会社は、法令遵守および企業倫理の浸透を取締役および従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
- ②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の取締役を当社の取締役が兼務することで、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。
- ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「事故管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの３つの体系に区分することで、当社および子会社共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「関係会社管理規程」を定めております。

ロ. 当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、財務経理部に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるようにしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

財務経理部は、当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して当社の取締役の指揮命令は受けないものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告をするための体制

イ. 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と次に定める事項について当社の監査役に対して随時報告しております。

a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項

b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項

ロ. 当社の監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するとき、いつでも当社の取締役または従業員に報告を求めることができ、当該取締役または従業員はこれに応じております。

②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ. 子会社における重要な事象については、「リスク管理規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社の監査役に報告しております。

ロ. 当社の監査役と子会社の監査役は、定期的に監査状況について報告および情報交換を行っております。

ハ、子会社の従業員等から内部通報で相談、報告された内容を取りまとめ、重要項目については当社の監査役に報告を行っております。

これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言しております。また、当社および子会社の各部にも出向いて業務執行を監査しております。

②監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととしております。また、当社の代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会において、「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は財務経理部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

①会社の基本姿勢

反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。

②日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

イ．新規取引時の調査義務付け

ロ．調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法

ハ．機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等

ニ．苦情に乗じたアプローチへの対応等

③取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

④面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

⑤社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

イ．財務経理部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施

ロ．財務経理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現

ハ．顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当社の内部統制システムにつきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後において、見直しを実施しております。

当事業年度のうち、上記改定後につきましては、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制が適切に運用されていることを確認しております。また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始迄にすべての継続取引予定先のチェックを行っております。

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っております。

(2) 当事業年度における主な会議の開催状況

①取締役会は22回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席しております。

②監査役会は13回開催され、取締役の職務執行状況をはじめ営業拠点への臨店監査を定期的に開催しております。

(3) 内部監査の実施

当事業年度における当社および子会社の主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社および子会社は、従業員による法令等の遵守、企業倫理の浸透を徹底するため、「コンプライアンス規程」を策定しており、すべての従業員に対して教育研修を実施しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元につきましても経営上の重要課題であると認識しており、財務体質強化および企業価値の継続的向上を図るため更なる事業拡大に向け内部留保の必要性を勘案しつつ、当社の業績に応じた剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定しております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、システム開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案し、決定しております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当17円、年間配当金17円として平成28年3月28日開催の第10期定時株主総会に付議いたします。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,950,296	流 動 負 債	1,057,416
現金及び預金	1,428,980	買 掛 金	30,841
売 掛 金	415,840	短 期 借 入 金	160,000
原材料及び貯蔵品	31	1年以内返済予定の長期借入金	50,000
前 払 費 用	56,025	未 払 金	121,716
繰延税金資産	48,245	未 払 費 用	212,654
そ の 他	1,725	未 払 法 人 税 等	175,625
貸倒引当金	△553	未 払 消 費 税 等	78,735
固 定 資 産	983,499	前 受 金	215,662
有 形 固 定 資 産	292,619	そ の 他	12,180
建 物	286,455	固 定 負 債	202,369
減価償却累計額	△79,212	長 期 借 入 金	125,000
建 物 (純 額)	207,243	長 期 未 払 金	1,023
車 両 運 搬 具	2,191	資 産 除 去 債 務	76,346
減価償却累計額	△182		
車両運搬具(純額)	2,009	負 債 合 計	1,259,785
工具、器具及び備品	222,132	(純 資 産 の 部)	
減価償却累計額	△138,766	株 主 資 本	1,664,395
工具、器具及び備品(純額)	83,366	資 本 金	338,380
無 形 固 定 資 産	159,299	資 本 剰 余 金	338,380
の れ ん	5,552	資 本 準 備 金	338,380
ソ フ ト ウ ェ ア	153,746	利 益 剰 余 金	1,183,762
投資その他の資産	531,581	その他利益剰余金	1,183,762
投資有価証券	35,726	繰越利益剰余金	1,183,762
関係会社株式	41,937	自 己 株 式	△196,126
長期前払費用	2,380	評 価 ・ 換 算 差 額 等	933
差入保証金	319,993	その他有価証券評価差額金	933
繰延税金資産	16,830	新 株 予 約 権	8,680
そ の 他	114,713	純 資 産 合 計	1,674,009
資 産 合 計	2,933,795	負 債 純 資 産 合 計	2,933,795

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		4, 123, 362
売 上 原 価		434, 024
売 上 総 利 益		3, 689, 338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2, 846, 150
営 業 利 益		843, 188
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	456	
受 取 配 当 金	141	
そ の 他	222	819
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3, 203	
株 式 公 開 費 用	4, 000	
そ の 他	18	7, 221
経 常 利 益		836, 786
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2, 200	2, 200
特 別 損 失		
減 損 損 失	10, 328	10, 328
税 引 前 当 期 純 利 益		828, 658
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	288, 991	
法 人 税 等 調 整 額	△27, 960	261, 030
当 期 純 利 益		567, 627

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当事業年度期首残高	338,380	338,380	338,380	771,746	771,746	△478
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△155,612	△155,612	
当 期 純 利 益				567,627	567,627	
自 己 株 式 の 取 得						△195,648
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	412,015	412,015	△195,648
当事業年度期末残高	338,380	338,380	338,380	1,183,762	1,183,762	△196,126

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当事業年度期首残高	656	656	4,680	1,453,365
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△155,612
当 期 純 利 益				567,627
自 己 株 式 の 取 得				△195,648
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額	277	277	4,000	4,277
事業年度中の変動額合計	277	277	4,000	220,644
当事業年度期末残高	933	933	8,680	1,674,009

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③たな卸資産
 - ・原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～13年

車両運搬具・・・・・・・・・・ 2年

工具、器具及び備品・・・ 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。のれんについては、効果の発現する見積期間（2年～10年）にわたり定額法で償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は3年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越に関する事項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当	座	貸	越	限	度	額	400,000千円
借	入	実	行	残	高		160,000千円
差		引			額		240,000千円

(2) 偶発債務に関する事項

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査及び当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存ですが、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります、現時点では不明であります。

訴訟を提起した者

株式会社リアルアンリアル

損害賠償請求額

64百万円及び付帯する年6%の割合による利息

3. 株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,225,000株	6,225,000株	一株	12,450,000株

(注) 普通株式の数の増加は、平成27年1月1日付普通株式1株につき2株の割合による株式分割の増加分6,225,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	514株	149,614株	一株	150,128株

(注) 自己株式の数の増加は、平成27年1月1日付普通株式1株につき2株の割合による株式分割の増加分514株、取締役会決議による自己株式取得による増加分149,100株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年3月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	155,612千円	25.00円	平成26年12月31日	平成27年3月26日

(注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年3月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	209,097千円	17.00円	平成27年12月31日	平成28年3月29日

(注) 平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施しておりますが、平成27年12月31日を基準日とする平成27年12月期期末配当金は当該株式分割前の株式に対して実施いたします。

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,240,000株	1,500,000株
新株予約権の残高	4,680千円	4,000千円

(注) 1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っているため、目的となる株式の数につきましては当該株式分割後の数字で記載しております。

2. 権利行使期間の初日が到来しているものを記載しております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

①流動資産

未払費用	32,702千円
未払事業税	13,814千円
未払事業所税	1,597千円
貸倒引当金	131千円
小計	48,245千円

②固定資産

減損損失	8,934千円
減価償却超過額	3,317千円
資産除去債務	29,030千円
その他	642千円
評価性引当金	△642千円
小計	41,281千円

繰延税金資産合計	89,527千円
----------	----------

繰延税金負債

①固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△24,004千円
その他有価証券評価差額金	△446千円

繰延税金負債合計	△24,450千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	65,076千円
-----------	----------

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金や定期預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に個人の顧客に対するものであり、信用リスクに晒されています。投資有価証券は、主に上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、主に本社及び店舗の賃貸に伴う敷金及び保証金であり、預託先の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金は除く）は、主に営業取引に係る資金の調達、長期借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

イ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ウ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち93%が特定の取引先（クレジットカード決済や銀行口座振替等の回収代行会社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1, 428, 980	1, 428, 980	—
(2) 売掛金	415, 840		
貸倒引当金(*1)	△553		
	415, 286	415, 286	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10, 680	10, 680	—
(4) 差入保証金	319, 993	319, 993	—
資産計	2, 174, 941	2, 174, 941	—
(1) 買掛金	30, 841	30, 841	—
(2) 短期借入金	160, 000	160, 000	—
(3) 未払金	121, 716	121, 716	—
(4) 未払費用	212, 654	212, 654	—
(5) 未払法人税等	175, 625	175, 625	—
(6) 未払消費税等	78, 735	78, 735	—
(7) 長期借入金(*2)	175, 000	175, 173	173
負債計	954, 573	957, 746	173

(*1) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的の債権における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額該当事項はありません。

②その他有価証券における種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,680	9,300	1,380
合計	10,680	9,300	1,380

③当事業年度中において保有目的が変更になった株式

該当事項はありません。

(4)差入保証金

差入保証金は、店舗及び事務所等の賃貸保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

(負債)

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払費用、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	41,937
投資有価証券	25,046

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
預金	1,428,974
売掛金	415,840
合計	1,844,814

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）
長期借入金	50,000	50,000	70,000	5,000
合計	50,000	50,000	70,000	5,000

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 関連会社等
該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 45円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 15円24銭

(注) 当社は、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株、平成28年1月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額並びに1株当たりの当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成27年12月3日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成27年12月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	12,450,000株
分割により増加する株式数	24,900,000株
株式分割後の発行済株式総数	37,350,000株
株式分割後の発行可能株式総数	139,320,000株

3. 株式分割の日程

基準日公告日 平成27年12月15日

基準日 平成27年12月31日

効力発生日 平成28年1月1日

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、「個別注記表 8. 1株当たり情報に関する注記」に記載のとおりであります。

5. その他

(1) 今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
第1回新株予約権	1,080,000株	336円	3,240,000株	112円
第2回新株予約権	500,000株	747円	1,500,000株	249円

(3) 本件株式分割は、平成28年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成27年12月31日とする平成27年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成28年1月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

(1) 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

(2) 第6条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所となります。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>46,440,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>139,320,000株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>第6条の変更の効力発生日は、平成28年1月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(自己株式の取得)

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得しております。

(1) 取得の理由

機動的な資本政策の実行のため。

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得する株式の総数

505,300株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.4%)

(4) 株式の取得価額の総額

186,961,000円

(5) 取得期間

平成28年2月15日～平成28年2月15日

(6) 取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(TOSTNet-3)

(7) その他

取得後の自己株式数は、955,684株(発行済株式総数に対する割合 2.6%)となります。

(資金の借入)

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、総額600,000千円の資金の借入について決議し、借入を実行いたしました。

資金使途： システム開発などの事業投資資金

借入先の名称： 株式会社みずほ銀行

借入金額： 600,000千円

利率： 基準金利＋スプレッド

借入実行日： 平成28年2月16日

返済期日： 平成35年12月29日

担保提供又は保証内容： 無担保、無保証

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 2 月19日

株式会社 I B J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 山 智 昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I B J の平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

株 式 会 社 I B J 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 川 口 哲 司 ㊟

社 外 監 査 役 寺 村 信 行 ㊟

社 外 監 査 役 大 橋 康 宏 ㊟

社 外 監 査 役 八 木 香 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主に対する適切な利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、財務体質強化および更なる事業拡大に向けた内部留保の必要性を勘案しつつ、業績に応じた剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、今後の事業展開等を勘案しつつ、普通配当17円とし、以下のとおり第10期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円(普通配当17円)といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は209,097,824円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い責任限定契約を締結できる会社役員の範囲を業務執行取締役等ではない取締役・監査役にするため、また、取締役会が法令に定める範囲内で、取締役・監査役の責任を免除することができるようにするため、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）および第39条（社外監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条（社外取締役の責任免除）の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所となります。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～18. （記載省略）	1. ～18. （現行のとおりに削除）
19. <u>各種保険代理業</u>	19. <u>生命保険の募集に関する業務</u>
（新設）	20. <u>損害保険の代理業</u>
（新設）	21. <u>生命保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u>
（新設）	22. <u>損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u>
（新設）	23. <u>少額短期保険の募集、契約締結の代理及び媒介に関する業務</u>
20. 旅行業代理店業	24. （現行のとおりに削除）
21. 旅行業法に基づく旅行業	25. （現行のとおりに削除）
22. 前各号に付帯する一切の事業	26. （現行のとおりに削除）

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任免除) 第29 条 (新設) 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第29 条 当会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
(社外監査役の責任免除) 第39 条 (新設) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第39 条 当会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう）によって、法令に定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いし ざか しげる 石 坂 茂 (昭和46年9月6日)	平成7年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成13年1月 株式会社ブライダルネット 代表取締役社長 平成18年2月 当社代表取締役社長(現任) 会社事業全般の業務遂行の統括	4,116,000株
2	なか もと てつ ひろ 中 本 哲 宏 (昭和48年4月13日)	平成8年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年2月 当社取締役就任 平成18年7月 株式会社ブライダルネット 取締役 平成19年10月 株式会社ブライダルネット 代表取締役 平成20年12月 当社代表取締役副社長(現任) 会社事業全般の業務遂行の統括	1,077,600株
3	つち や けん じろう 土 谷 健 次 郎 (昭和48年4月22日)	平成10年4月 株式会社商工ファンド入社 平成14年3月 株式会社ブライダルネット入社 平成19年5月 株式会社ブライダルネット 取締役 平成19年10月 当社取締役(現任) 平成27年4月 ラウンジ事業部長(現任) コミュニティ事業、イベント事業、ラウンジ事業担当	600,000株
4	くわ はら もと なり 桑 原 元 就 (昭和55年1月7日)	平成14年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成18年4月 公認会計士登録 平成23年6月 株式会社エスアイヤ監査役 平成23年6月 当社常勤監査役 平成25年3月 当社取締役(現任) 管理部門担当	39,600株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 における 地位 及び 担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社 の 株 式 数
5	くわ ばら えい た ろ う 桑 原 英 太 郎 (昭和52年6月28日)	平成12年4月 株式会社プロトコーポレーション入社 平成23年4月 当社入社 平成23年6月 メディア事業部（現メディア営業部）部長 平成25年4月 コミュニティ事業部部長 平成26年1月 メディア本部（現企画制作開発部）部長（現任） 平成27年3月 当社取締役（現任） 企画制作開発部門担当	2,000株
6	お の まさ ひろ 小 野 雅 弘 (昭和37年12月18日)	昭和60年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成24年8月 株式会社ヨックモック入社 株式会社クローバー常務取締役 平成27年3月 当社取締役（現任） コーポレート事業担当	200株
7	ざん ま り え こ 残 間 里 江 子 (昭和25年3月21日)	昭和45年4月 静岡放送株式会社入社 昭和48年6月 株式会社光文社入社 昭和55年5月 株式会社キャンディッド（現株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ） 代表取締役 平成16年4月 株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ 代表取締役会長（現任） 平成17年7月 株式会社クリエイティブ・シニア（現株式会社キャンディッド・プロデュース） 代表取締役社長（現任） 平成22年3月 藤田観光株式会社 社外取締役（現任） 平成26年3月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ 代表取締役会長 株式会社キャンディッド・プロデュース 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
※ 8	おお はし やす ひろ 大 橋 康 宏 (昭和32年3月1日)	平成8年10月 株式会社ティーツー入社 平成13年3月 株式会社ティーツー代表取締役社長 平成23年5月 株式会社ティーツー取締役相談役 平成23年12月 株式会社ティーツー取締役相談役 退任 平成25年3月 当社社外監査役(現任) 平成27年10月 株式会社ラストリゾートジャパン代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ラストリゾートジャパン代表取締役	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 残間里江子氏ならびに大橋康宏氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 残間里江子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏につきましては、異業種・他業界の経営者としてのご経験をはじめ、従来の枠組みにとらわれることのない視点から取締役会で積極的にご発言いただいている実績から、社外取締役として職務を適切に遂行することが可能であると判断いたしましたので、取締役会は同氏を社外取締役候補者としたものであります。
- (2) 大橋康宏氏は、本総会の終結の時をもって任期満了につき監査役を退任いたします。
- 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏につきましては、異業種・他業界の経営者としてのご経験をはじめ、当社社外監査役として従来の枠組みにとらわれることのない視点から取締役会で積極的にご発言いただいている実績から、社外取締役としても、その職務を適切に遂行することが可能であると判断いたしましたので、取締役会は同氏を社外取締役候補者としたものであります。
5. 残間里江子氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 大橋康宏氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. (1) 残間里江子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、残間里江子氏の再任が承認された場合には、残間里江子氏と当該契約を継続する予定であります。
- (2) 大橋康宏氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、大橋康宏氏の選任が承認された場合には、大橋康宏氏と当該契約を締結する予定であります。
8. 残間里江子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、大橋康宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役寺村信行氏、監査役八木香氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出にあたっては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	て ら む ら の ぶ ゆ き 寺 村 信 行 (昭和12年3月24日)	昭和36年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成6年7月 国税庁長官 平成17年9月 日本興亜損害保険株式会社顧問 平成18年7月 株式会社サンシャインシティ取締役相談役(現任) 平成19年3月 株式会社ミツトヨ取締役 平成19年10月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サンシャインシティ取締役相談役	7,200株
2	や き かおり 八 木 香 (昭和37年4月9日)	昭和60年4月 ソニー株式会社入社 平成17年3月 ボラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社(現ボラリス・キャピタル・グループ株式会社)入社 平成22年8月 株式会社パラスアテナ代表取締役(現任) 平成26年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パラスアテナ代表取締役	—

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 寺村信行氏ならびに八木香氏は、社外監査役候補者であります。

3. (1) 寺村信行氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏につきましては、豊かな職務経験と企業経営における高い見識を有することから、経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断しており、また、取締役会ならびに監査役会で積極的にご発言いただく機会も多く、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

寺村信行氏は、現在、当社社外監査役であります、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年を経過しております。

(2) 八木香氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏につきましては、異業種・他業界の経営者としての経験と従来の枠組みにとらわれない視点から経営執行上の管理・監督をすることで当社のコーポレートガバナンス体制を更に強化できると判断しており、取締役会ならびに監査役会で積極的にご発言いただく機会也多

く、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

八木香氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. (1) 寺村信行氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、寺村信行氏の再任が承認された場合には、寺村信行氏と当該契約を継続する予定であります。

- (2) 八木香氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、八木香氏の再任が承認された場合には、八木香氏と当該契約を継続する予定であります。

5. 寺村信行氏ならびに八木香氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

当社からお知らせ

(1) 定時株主総会(後段「中期経営計画報告会」含む)ご出席の際のご留意点

▲当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。受付いたしましたら「受付カード」をお渡しいたします。会終了まで失くさずにお持ちください。

また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

▲当日の開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

▲本会場が満席となった場合は、補助席等をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

▲当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。

代理人として行使する議決権行使書用紙および代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

(2) 「中期経営計画報告会」開催のご案内

中期経営計画報告会開催のご案内

当日は、本定時株主総会終了後、同会場にて、当社 平成28(2016)-平成30(2018) 中期経営計画報告会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当会は、本定時株主総会とは別に、当社の 平成28(2016)-平成30(2018) 中期経営計画についてのご説明や事業活動のご紹介、今後の展望についてのご説明をさせていただくものです。また、コネクトーク〜つながる交流会〜と題しまして、株主の皆様との意見交換の貴重な機会として、株主の皆様から当社サービスへのご提案含めた意見交換や当社への疑問、ご質問にお答えしたいと存じます。

気軽に、一人でも多くの株主の皆様から、ご提案や疑問、質問をたくさんお受けたいと考えておりますので、ご質問等いただけた株主様へ抽選にて景品の贈呈などを企画しております。

ご多忙の折、貴重なお時間をいただき恐縮ではございますが、この機会を通じて当社へのご理解を深めていただくための一助とすることにとどまらず、当社事業の持続的な成長を期した関連なご意見が反映できる場となればと存じますので、ぜひとも本定時株主総会に引き続き、ご出席賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

なお、当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますので、当会終了後に、受付でお渡しいたしました「受付カード」と引き換えにお受け取りください。

(3) 平成27年度トピックス

①当社は、去る平成27年に創業15周年を迎えました。

当社は、平成12(2000)年の創業時より、ITとアナログを結びつけた質の高いサービス提供にこだわり、たくさんのご縁のある皆様をご成婚へと導いてまいりました。

おかげさまで、平成27年に15周年を迎えることができましたのもひとえにお客様やお取引企業様、その他関係者様からのあたたかいご支援の賜物であると深謝いたします。

そこで、日頃の皆様への感謝の気持ちと、これからも持続的な会社の成長を願い、IBJ15周年特設サイトを設けております。

(<http://www.ibjapan.jp/15th/>)

サイトトップでは、IBJの経営理念である「ご縁がある皆様に幸せにする」をたくさんの笑顔で表現し、このサイトが、皆様に私どもにとって今まで歩んできた15年を振り返るだけでなく、これからの15年を見据えて、あらためて当社および当社のサービスに目を向けるためのきっかけの一つになればという想いを込めております。



②受賞報告

■平成27(2015)年度「ポーター賞」を受賞

独自性のある優れた戦略を実践し、その結果として高い収益性を達成・維持している企業を表彰する平成27(2015)年度「ポーター賞（主催：一橋大学大学院国際企業戦略研究科）」を受賞いたしました。

（受賞理由）

婚活コンパや婚活サイトといった顧客にとって敷居の低い入り口から結婚相談所まで、切れ目ないサービスを提供、高い成婚率を実現。

株式会社IBJは、オンラインに特化したソーシャル婚活サイト「ブライダルネット」、リアルな場を提供する婚活コンパや自社会場を利用する婚活パーティなどを通じて、結婚に関心のある独身者の出会いを支援している。これらの活動を通じて結婚への様々な準備が整ってきた会員には、直営の結婚相談所が提供するカウンセリングなどのサービスが提供される。会員数34万人(平成27年3月末*)。

結婚相談所は高い成約率を誇る。また、全国の結婚相談所900社以上に各種インフラを提供(平成27年3月末*)。

（引用：一橋大学大学院国際企業戦略研究科 ポーター賞運営委員会のプレスリリースより）

*平成28年1月時点では会員数約43万名、全国の結婚相談所数は1,138社。



■ダイヤモンド経営者倶楽部 平成27(2015)年度「ダイヤモンド賞」を受賞
ダイヤモンド経営者倶楽部の新春賀詞交歓会にて、「ダイヤモンド賞」を受賞いたしました。

同賞は500名を会員にもつダイヤモンド経営者倶楽部（主催：株式会社ダイヤモンド社）の特別表彰制度で、ダイヤモンド経営者倶楽部協議会（会長：伊藤 元重東京大学大学院経済学研究科 教授）による審査会にて選出され、平成27(2015)年に上場後3年以上増収増益を果たした企業および東証一部指定を果たした企業に授与されるものです。

③「婚活にもサイエンスとテクノロジーを」目的に、婚活総研株式会社を設立

「婚活にもサイエンスとテクノロジーを」もたらすべく婚活会員のビッグデータを科学的に分析する婚活総研株式会社を「ディグラム性格診断」を運営するディグラム・ラボ株式会社(本社：東京都港区芝公園、代表：木原 誠太郎。以下、ディグラム・ラボ)の代表、木原 誠太郎氏と、同社取締役の青山 典嗣氏と共同で、2016年1月4日(月)に設立しました。

ディグラム・ラボは、人間の性格や傾向を分析する「ディグラム診断」を独自に開発し、その分析結果を活用して多数の大手企業とタイアップを行い、セールスプロモーションに貢献するなどの実績を積んでまいりました。今までも「恋愛」に関する分析は多数実例がありましたが、「結婚」を視野に入れている方たちのまとまったデータを入手できておらず、その分野で信憑性の高いデータを提供できるのは、IBJが唯一、最適であると判断しています。

一方、IBJも自社会員の婚活データを「テクノロジー」として進化できる可能性が高いのは、分析テクノロジーに強みを持つディグラム・ラボが唯一と判断いたしました。

婚活総研は、ディグラム・ラボが持つ高い分析テクノロジーで、IBJが保有する婚活会員のビッグデータを科学的に分析し結果を広く世間に発表することで、少子化・未婚化を始めとする日本の社会的課題に対する解決の糸口を立案、提言していくことを目的としています。

(実施内容)

イ. 「ディグラム診断」を自社会員に実施

IBJのお見合いセッティングシステムを使って婚活中の男女を対象に、ディグラム・ラボが開発した「ディグラム診断」に基づく相性診断を提供いたします。

ロ. 診断結果から「婚活の今」を分析

「ディグラム診断」によって蓄積されたデータや、アンケート調査結果をもとに主に次のテーマについて分析を行い、発信していきます。

- a. 婚活男女の行動と意識の特性
- b. 婚活およびその周辺のマーケット
- c. 多様化するパートナーシップのあり方
- d. 婚活サービスで結婚にいたりやすいタイプ

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティカンファレンスセンター (sola city hall [EAST])

交 通 J R 中央線・総武線「御茶ノ水」駅 聖橋口から 徒歩1分
東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅 B2出口 直結
東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水」駅 出口1から 徒歩4分
都営地下鉄 新宿線「小川町」駅 A5出口から 徒歩6分

